

公立大学法人公立小松大学役員報酬規則

平成 30 年 4 月 1 日

規則第 25 号

(目的)

第 1 条 この規則は、公立大学法人公立小松大学の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬について定める。

(定義)

第 2 条 役員の報酬は、常勤の役員については、本給、通勤手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当及び通勤手当とする。

(報酬の支給日)

第 3 条 報酬（期末特別手当を除く）は、月の初日から末日までを一報酬期間として、当該月の 21 日に支給する。ただし、その日が公立大学法人公立小松大学職員勤務時間、休日、休暇等規則第 8 条に定める休日（以下「休日」という。）の場合は繰り上げて支給する。

2 非常勤の役員の報酬は、月の初日から末日までを一報酬期間として、翌月の 21 日に支給する。ただし、その日が休日の場合は繰り上げて支給する。

3 期末特別手当は、6 月 30 日と 12 月 10 日に支給する。ただし、その日が休日の場合は繰り上げて支給する。

4 前項の規定にかかわらず、期末特別手当は公立大学法人公立小松大学の財政その他の事情により支給日を変更することがある。

(本給)

第 4 条 役員の本給は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|-------------------------|
| (1) 理事長 | 月額 800,000 円 |
| (2) 副理事長 | 月額 800,000 円 |
| (3) 理事 | 月額 600,000 円以内で理事長が定める額 |

(非常勤役員手当)

第 5 条 非常勤役員の手当は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|-------------|
| (1) 理事長 | 日額 40,000 円 |
| (2) 副理事長 | 日額 40,000 円 |
| (3) 理事 | 日額 30,000 円 |
| (4) 監事 | 日額 28,000 円 |

(通勤手当)

第 6 条 常勤の役員の通勤手当は、公立大学法人公立小松大学職員給与規則第 15 条の規定を準用して支給する。

2 非常勤の役員の通勤手当は、公立大学法人公立小松大学職員等旅費規則の例による。

(期末特別手当)

第7条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤の役員及び基準日前1箇月以内に退職または死亡した常勤の役員に対して支給する。

- 2 期末特別手当の額は、それぞれ基準日現在において役員が受けるべき本給月額と本給月額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として、100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

在職期間別支給割合

| 在職期間 | 支給割合 |
|------------|----------|
| 6箇月 | 100分の100 |
| 5箇月以上6箇月未満 | 100分の80 |
| 3箇月以上5箇月未満 | 100分の60 |
| 3箇月未満 | 100分の30 |

- 3 前項の在職期間には、常勤の職員、小松市職員その他これらに相当すると認められる者として在職した期間を算入する。
- 4 第2項による期末特別手当の額は、小松市公立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての職務実績を総合的に勘案し、経営審議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することがある。
- 5 役員が次の各号の一に該当する場合は、期末特別手当は支給しない。
- (1) 基準日以前6箇月以上休職又は勤務の実績が無い者
 - (2) 基準日前1箇月以内に職務上の非違行為により解任された者
 - (3) 基準日以降に職務上の非違行為により処分が確定している者
 - (4) 基準日前1箇月以内または基準日から支給日の前日までの間に退職し、その退職の日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者
- 6 退職後に前項第2号、第4号相当する事実が判明した場合には、期末特別手当を返納させる。

(退職慰労金)

第8条 役員の退職慰労金は、常勤の者に公立大学法人公立小松大学職員退職手当規則を準用して支給することができる。

(日割計算)

第9条 就任した日が月の初日以外場合の当該月の給与は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算により算出した額とする。

- 2 退職又は解任された日が月の途中の場合の当該月の給与は、前項の例による。

(端数の処理)

第 10 条 前条の規定により計算した金額に 1 円未満の端数が生じたときは切り捨てる。

(準用)

第 11 条 この規則に定めのない事項については、職員の例による。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年規則第 6 号)

この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年規則第 4 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年規則第 5 号)

この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年規則第 6 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年規則第 23 号)

この規則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 6 年規則第 22 号)

この規則は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。